

第2回 公文書管理のあり方有識者懇話会 意見取りまとめ

日時：令和6年3月12日（火） 9:30～12:00

場所：沖縄県庁5階第1会議室

- 1 「歴史公文書等」には、公文書館に移管されたもの及び実施機関が作成し保管する文書が含まれることから、第1条の目的規定には「特定歴史公文書」ではなく「歴史公文書等」にすべきではないかと考える。
- 2 公文書管理委員会の所掌事務について、調査審議の権限について条例に盛り込んでいただきたい。公文書館で保管している文書を廃棄するとした場合には、委員会等で審議して廃棄する方向を示してほしい。
- 3 情報公開請求で文書の不存在があった。情報公開条例は作成義務についての規定は無いので、公文書の作成義務についてはしっかり公文書管理条例で規定する必要がある。
- 4 公文書管理に関するガイドラインを作成し、そのガイドラインを指針とするため、ガイドライン策定にあたっては職員自らが策定に加わる必要がある。

また、国のガイドラインと同様に作成文書を例示することで、作成範囲を示すことができる。

さらに、法やガイドラインでは、「整理は職員の義務である」と規定されており、分類や保存期間の設定など、職員の義務として規

定するべきである。

- 5 国のガイドラインに準じるのであれば、管理体制について、国では「監査」について規定がある。点検と監査を入れることを検討してはどうか。条例違反とならないよう職員が処分される前に対策できるのではないか。

- 6 第1回の懇話会で総務私学課の体制強化の話もあったが、条例が制定されると、文書管理主任をサポートする仕組みが必要であり、公文書館の知見を現用文書の保管等にも活用できないかと考える。そのための公文書館の体制・機能強化も検討されるべきではないか。

以上